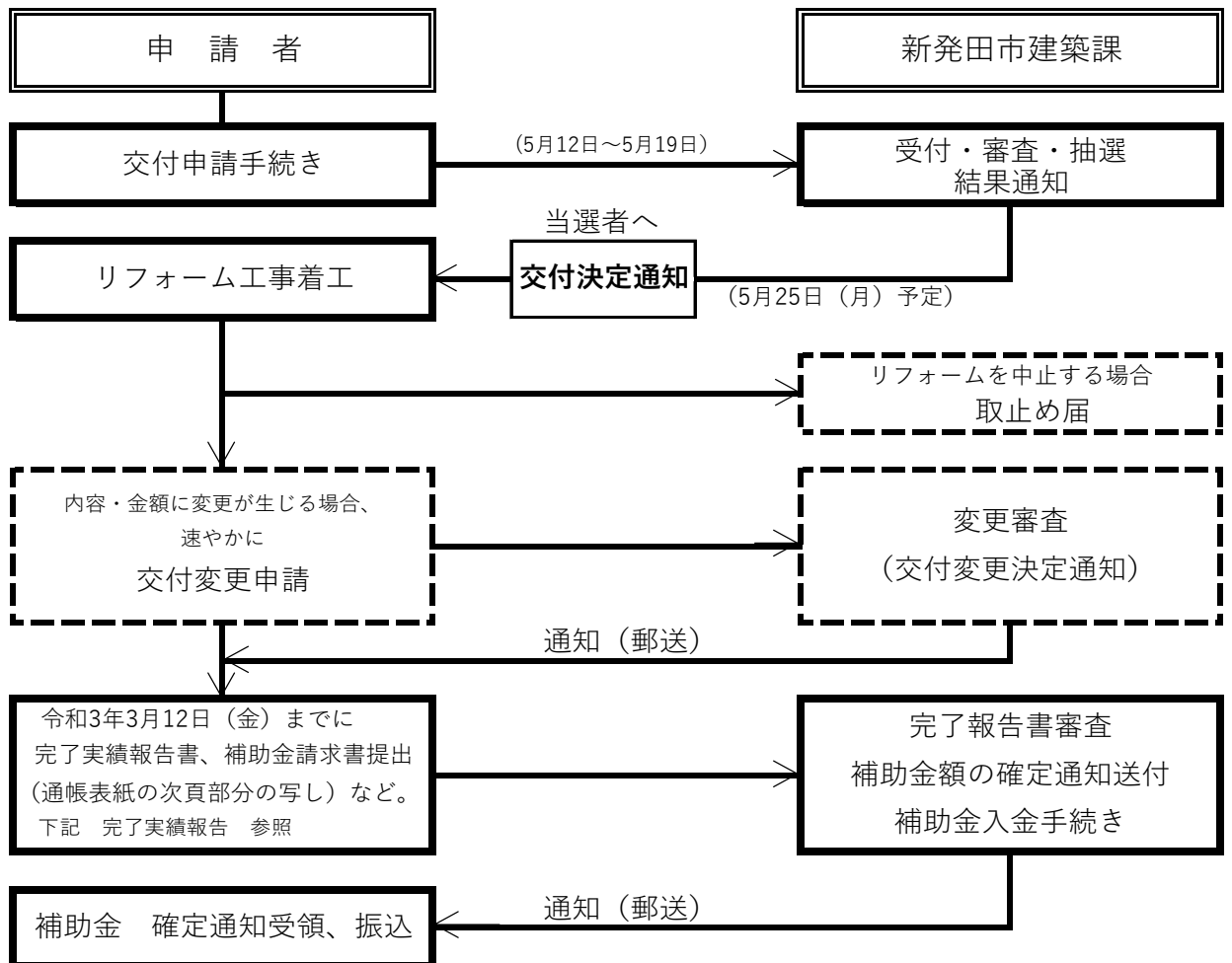


## 新発田市住宅リフォーム支援事業 手続きの流れ



◆交付決定を受けた後に、補助を受ける部分の変更をしたい場合は、建築課に確認の上、必要に応じて、施工前に交付変更申請手続きを行ってください。

### 完了実績報告

リフォーム工事が終わりましたら、令和3年3月12日(金)までに完了実績報告書(第6号様式)に必要な書類を添付のうえ、実績報告の手続きを行ってください。手続き後、補助の要件を満たしていると認められ、かつ、補助金額が確定すると、市から補助金確定通知書(第7号様式)を送付します。期日を過ぎた場合及び申請内容に虚偽や不正があると、補助金の交付ができません。(補助金交付後に発覚した場合は、期間を定めて補助金の返還を命じます。)

○完了実績報告に必要な書類等

- (1) 新発田市住宅リフォーム支援事業完了実績報告書(第6号様式)
- (2) 住宅リフォームの申請箇所の工事後(完了後)の現況写真
- (3) 市内施工者からの工事代金請求書又は領収書の写し
- (4) 完了実績報告書、補助金請求書に押印した印鑑(認め印も有効で、訂正が必要な場合に押印していただくため)
- (5) 新発田市に転入後の住民票謄本で続柄<sup>とらほん</sup>の記載のあるもの(新発田市外から転入する世帯で申請した場合等)
- (6) 補助金請求書
- (7) アンケート用紙
- (8) その他市長が必要と認める書類(※必要な方には別途お知らせします)

## 交付変更申請

### ○交付変更申請

交付決定後、交付申請時の内容と違う内容のリフォームを実施する場合は、市内施工者の見積金額の増減に関わらず、工事前に交付変更申請書（第4号様式）に必要書類を添付のうえ速やかに手続きをしていただき、交付変更決定通知書が届きましたら工事を開始してください。

交付変更申請の内容によって交付申請時より金額が減額となる場合はございますが、内容の変更や増加に伴う増額は、限られた予算の範囲でより多くの方に補助金を交付していることから、補助金額を交付申請時以上に増額できませんので、ご了承ください。

なお、交付変更申請の内容が全て補助対象に該当しておらず補助金の交付ができない場合は、不交付変更決定通知書を送付します。

### ○交付変更申請に必要な書類等

- (1) 新発田市住宅リフォーム支援事業補助金交付変更申請書（第4号様式）
- (2) 市内施工者による住宅リフォーム工事の見積書の写し（リフォーム費用、補助対象部分、事業者名が記載されたもの。明細が記載され、変更後の工事内容が確認できるもの。また、有効期限内のもの）
- (3) 住宅リフォーム工事を行う箇所を変更する場合、交付申請の内容以外の箇所の申請する場合は、その箇所の工事前の現況写真（各工事箇所2方向以上のもの）
- (4) 申請書に押印した印鑑（認め印も有効で、訂正が必要な場合に押印していただくため）
- (5) その他市長が必要と認める書類

## 交付申請の取下げ、交付決定の取止め

交付申請後、当市の審査中において、やむを得ない事情により申請を辞退したいときは、**取下げ**の届出手続きを速やかに行ってください。

交付決定通知後に、やむを得ない事情で工事が実績報告期限までに完成しない場合、または中止しなければならない事情が生じた場合は、**取止め**の届出手続きを速やかに行ってください。また、工事が一部施工された部分についての部分払いはいたしません。

## 補助金の請求

実績報告の手続き時に、補助金請求書を併せて提出してください。補助金請求書は、お振込先を記入せずに通帳の写しを添付していただいても結構です。記入間違いによる振込不能防止にもなります。振込先は、普通預金口座のみとなります。

## 各種申請書類

実績報告書、補助金請求書は交付決定通知時に郵送しておりますが、その他は窓口に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。